

「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税の返礼品とすることに関する協定書

千葉県富津市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、甲が、乙が提供する「郵便局のみまもりサービス」（以下「本サービス」という。）を、甲に対してふるさと納税を行った寄附者への返礼品の一とすることについて、以下のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、甲が、乙の本サービスを、甲に対してふるさと納税を行った寄附者への返礼品の一とすることに合意する。

（本サービスを返礼品とするための対応事務等の委託）

第2条 甲は、甲に対してふるさと納税を行った寄附者のうち甲が指定する者に対して乙が本サービスを提供するために必要な事務及び利用料の支払（以下合わせて「本件事務」という。）を株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「委託先」という。）へ委託し、乙は、委託先と本件事務に関する契約を別に締結するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から2020年3月31日までとする。なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれかによる解除の申出のない限り、この協定の有効期間をさらに1年間延長することとし、以降も同様とする。

（協議解決）

第4条 この協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

以上の合意を証するため、双方記名押印の上、甲乙各1通を保管するものとする。

2019年5月29日

甲 千葉県富津市下飯野 2443 番地
富津市
富津市長

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1
日本郵便株式会社
関東支社長